

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

国富町働く若者定住促進事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮崎県東諸県郡国富町

3 地域再生計画の区域

宮崎県東諸県郡国富町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

(地勢)

国富町は、宮崎県のほぼ中央部に位置し、宮崎市から北西約 16 k m に位置する豊かな緑に包まれた田園都市で、地形は、東西 22 k m、南北 18 k m、南東から北西にわたって本庄、飯盛、高田原、川上、薩摩原、六野原の台地が展開し、それらの台地を縫って、本庄川、深年川、後川、三名川、北俣川の 5 つの河川が東流し、その流域には優良な農地が広がっており、温暖多雨の気候風土と相まって暖地農業が展開されている。本庄台地は、町の中心市街地を形成し、その他の台地は畑作を中心とする農業地帯となっており、河川の流域は水田地帯が開けている。

また国富町は、県都である宮崎市に隣接し、中心市街地まで車で約 30 分の距離に位置するなど、通勤通学や消費活動、さらには救急医療や高次医療もすぐに受けられるなど便利な地理的条件下にある。加えて、平成 31 年度開設に向けスマートインターチェンジを整備中で、今後は高速移動が容易となる見込みである。

(人口)

国富町の人口（P 4：図表 1 参照）は、平成 12 年にピーク（22,367 人）を迎えるが、その後は減少に転じ、平成 30 年 4 月末現在で 18,987 人まで減少し、少子高齢化の進展とも相まって減少傾向が加速している。

高齢化率を見ると、平成 7 年に 18.7%（全国 14.5%）であったものが、平成 12 年には 21.9%（全国 17.3%）となり超高齢化社会に突入、以後年を重ねるごとに上昇し、平成 27 年には 32.9%（全国 26.6%）と 3 割強が 65 歳以上の人口構造と

なっている。また今後の見通しとしては、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」を用いて推計すると、平成 32 年には 39.0%（全国 29.1%）とされている。

また、人口の社会減少については、宮崎県の人口（現住人口等調査：宮崎県総合政策部統計調査課）によれば、各年 10 月 1 日現在における前年比では、平成 20 年が 54 人の減、平成 25 年が 11 人の減、平成 29 年が 82 人の減と毎年転出超過の状態が続いている。

一方、人口の自然減少については、同じ統計調査によると平成 20 年が 68 人の減（出生 153 人、死亡 221 人）、平成 25 年が 159 人の減（出生 112 人、死亡 271 人）、平成 29 年が 156 人の減（出生 108 人、死亡 264 人）と、高齢化の進展に応じて出生を死亡が大幅に上回り、人口減少に大きく作用している。

また特質すべきは、国富町の合計特殊出生率（P 4：図表 2 参照）で、宮崎県内でも最下位（H20～H24：国富町 1.48、宮崎県平均 1.66、全国平均 1.38）となっている。

4-2 地域の課題

国富町は、保育所等保護者負担の軽減や保育所施設整備、母子健康相談体制の充実や子ども医療費の対象者拡充、さらには保育所待機児童ゼロなど、子育て支援の充実にも積極的に取り組んでおり、若者世代が安全かつ安心して子どもを産み育てることのできる生活環境づくりに、地域住民と一体となって進めてきた。

平成 27 年度には、人口減少問題を解消するため、「国富町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、多様な政策や事業を行政施策に追加し、積極的に取り組んできたが、計画期間の半ばを過ぎても未だに若者世代の人口の社会減の進展に歯止めがかからず、少子高齢化とあいまって町の活力が低下しつつある。

また、平成 27 年度に実施した町民及び町内企業に勤務する町外居住者への移住定住対策に関するアンケート調査で「人口減少に歯止めをかけるために進めるべき重点的な施策について」記述式で意見を求めたところ、若者世代が住みやすい住環境づくりや子育て環境の充実などの生活財政支援、地理的条件の有利さを活かした

移住定住対策などを要望する意見が多かった。

そこで、本町では、若者世代の転入を促進する手段として困窮する若者世代の生活支援を行うことで、社会動態の減少抑制を強化し、若年層及び生産年齢層を維持・増加させ、ひいては出生率を向上させ、自然動態による均衡を目指し「未来に希望の持てる元気なまちづくり」を実現していくことが喫緊の課題であり、新たな視点と手法を駆使し、若者の定住化対策、少子高齢化対策、産業の振興を図っていくことが求められている。

4-3 目標

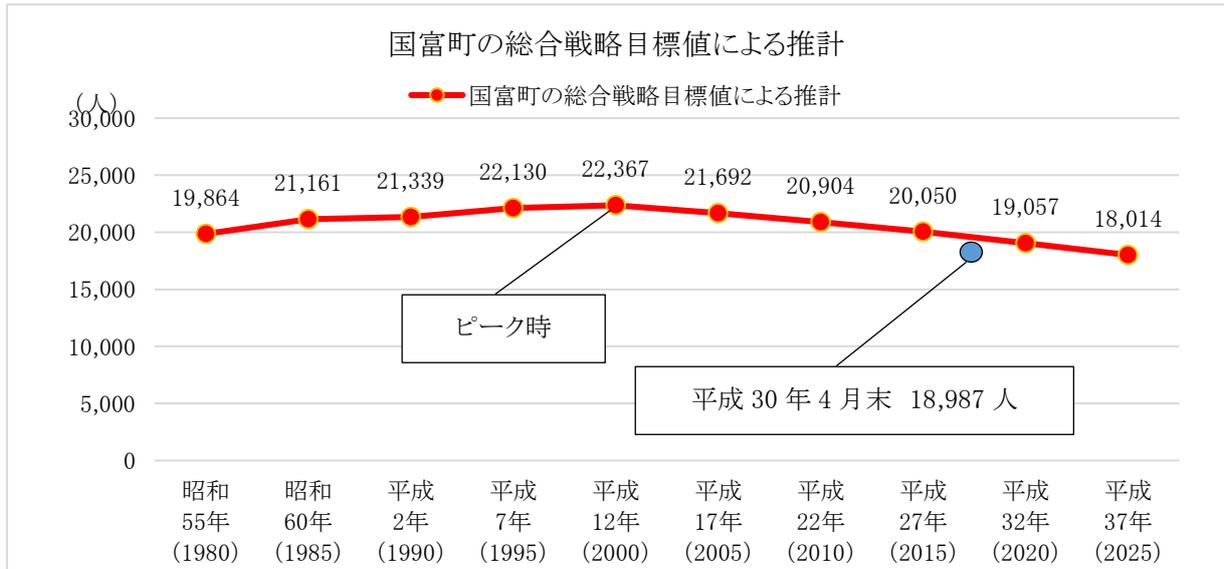
人口増減対策として、本事業を実施することで、社会動態では転出超過の抑制と若者世代の転入及び転出抑制を促進することで若年層及び生産年齢層の維持・増加を図ること、また自然動態では死亡数の増加見込みを出生数の増加でできる限り均衡な状態にすることで、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域経済の活性化に繋げていく。

【数値目標】

事業 K P I (目標)	国富町働く若者定住促進事業				年月
	奨励金による移住定住者数／全移住定住者数				
	(1)新築等住宅取得支援	(2)家賃支援	合計 (1) + (2)		
うち中学生以下					
申請時	—	—	—	0人/8人	H30.3
初年度	80人/90人	48人/48人	43人/50人	123人/140人	H31.3
2年目	80人/95人	48人/48人	50人/55人	130人/150人	H32.3
3年目	50人/95人	30人/30人	30人/35人	80人/130人	H33.3
4年目	45人/85人	25人/25人	20人/25人	65人/110人	H34.3
5年目	40人/80人	20人/20人	15人/20人	55人/100人	H35.3

*数値は単年度の数値。また3年目以降は町単独費による事業実施計画。

【図表1】 国富町における人口推移と将来人口の推計(1980年～2025年)

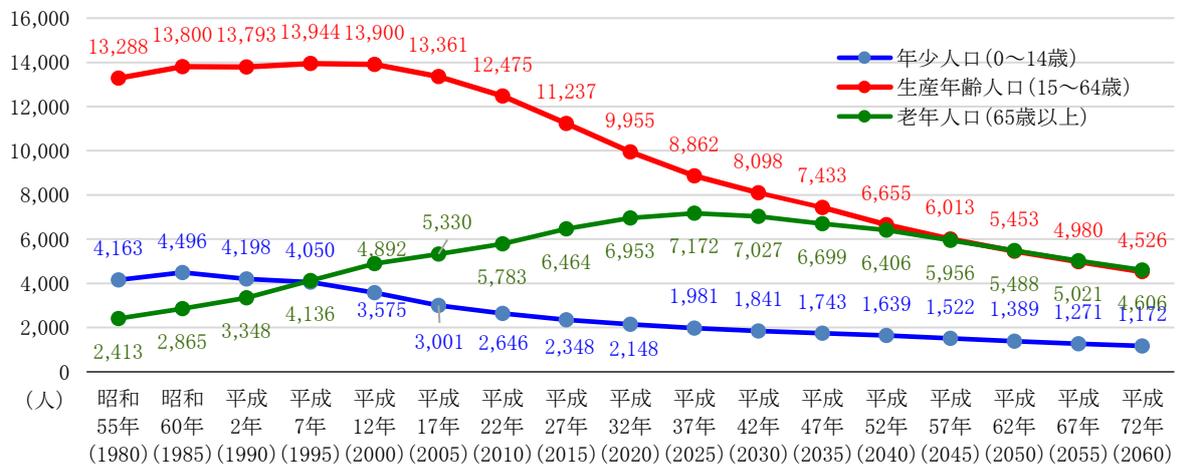


【図表2】 宮崎県内の市町村別合計特殊出生率(国富町人口ビジョン)

《資料データ:平成20年～平成24年人口動態保健所・市区町村別統計》



【図表3】 国富町の年齢3区分別人口の推移(国富町人口ビジョン)



5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

少子高齢化による人口減少を抑制するため、若者世代への住宅取得及び家賃補助支援を実施する。また、町独自で実施する大学等の新卒者が地元での就職がしやすい環境を整えるため、奨学金返還に係る財政負担の一部助成を行うなど、若者世代が国富町へ移住定住するための動機づけとなる事業を一体的に取り組むことで、人口減少に歯止めをかける。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

(1) 事業名：国富町働く若者定住促進事業

(2) 事業区分：移住・定住促進

(3) 事業の目的・内容

(目的)

第1次「国富町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間の終盤にあたり人口減少対策における社会動態の転出超過の解消のため、満18歳以上50歳未満の者を対象にした移住定住のための住宅取得及び満18歳以上35歳未満の者を対象にした移住定住のための家賃補助支援を行う。これにより若者世代の転入増加を図り、生産年齢層及び若年層の拡大による町全体の活力向上や地域経済の活性化を目指す。

特に、住宅を取得し移住定住する若者世代に生活支援を行うことは、子育てに要する経済的負担の軽減に繋がり、これにより子どもを産み育てやすい環境が整うことで、ひいては出生率の向上による自然動態の均衡による「未来に希望の持てる元気なまちづくり」を実現することができる。

(事業の内容)

5年以上居住する意思を持って本町に定住するための住居を取得する満18歳以上50歳未満の者（家賃支援の場合は満18歳以上35歳未満の者）に対し、奨励金を交付することで、若者世代の定住促進を図り、ひいては出生率の向上及び

町内経済の活性化に繋げるものとし、次の2つの支援事業を行う。

(1) 働く若者新築等住宅取得支援事業

国富町に居住するため、住宅を新築、購入又は増改築する満18歳以上50歳未満の者に対し、基礎額に中学生以下の子どもの数や町内建築事業者を利用し住宅の新築又は購入した場合等の加算要件を満たすことで、3年間で最大100万円の定住奨励金を交付する。

奨励金の交付額及び交付の期間	区 分	奨励金額（年）	交付期間	上限額
	新築住宅の建設又は新築住宅の購入	20万円に中学生以下1人につき5万円を加算	3年間	最大で100万円
	中古住宅の購入	10万円に中学生以下1人につき5万円を加算	3年間	最大で70万円
	多世代同居のための増改築	20万円に中学生以下1人につき5万円を加算	1回のみ	最大で35万円

(2) 働く若者移住定住促進家賃支援事業

国富町に居住するため、自己の居住のため民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し定住する満18歳以上35歳未満の者に対し、年間5万円（3年間で最大15万円）の定住奨励金を交付する。

→各年度の事業の内容

(1) 働く若者新築等住宅取得支援事業

初年度) 町内外に向け、事業内容を記載したチラシや町のホームページ等により周知するとともに、事業対象となる満18歳以上50歳未満の者に対し、国富町内に住宅を取得するための経済的な支援を行う。

2年目) 事業の周知と併せて、事業対象となる満18歳以上50歳未満の者に対し、国富町内に住宅を取得するための経済的な支援を行う。

(2) 働く若者移住定住促進家賃支援事業

初年度) 町内外に向け、事業内容を記載したチラシや町のホームページ等により周知するとともに、事業対象となる満18歳以上35歳未満の者に対し、国富町内の賃貸住宅に居住するための経済的な支援を行う。

2年目) 事業の周知と併せて、事業対象となる満18歳以上35歳未満の者に対し、国富町内の賃貸住宅に居住するための経済的な支援を行う。

(4) 地方版総合戦略における位置づけ

国富町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、重点目標と基本的な方向、またそれを実現するための主要施策と客観的な重要業績評価指標（K P I）を設定している。

本事業は、総合戦略の重点項目「居住環境の充実」の主要施策「移住・定住の推進」の事業番号73「働く若者定住促進事業」に位置づけられており、重要業績評価指標（K P I）は、移住世帯数（累計）【現況値0世帯（H27）→5年間累計10世帯】としており、直接的な戦略目標の達成に寄与する。

(5) 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

事業	国富町働く若者定住促進事業				年 月
	奨励金による移住定住者数/全移住定住者数				
	(1)新築等住宅取得支援	(2)家賃支援	合 計		
K P I (目標)			うち中学生以下		(1) + (2)
申請時	—	—	—	0人/8人	H30.3
初年度	80人/90人	48人/48人	43人/50人	123人/140人	H31.3
2年目	80人/95人	48人/48人	50人/55人	130人/150人	H32.3

*数値は単年度の数値。

(6) 事業費

働く若者新築等住宅取得支援事業	年 度	H30	H31	計
	事業費計（千円）		5,600	11,200
区 分	報 償 費（千円）	5,600	11,200	16,800

働く若者移住定住促進家賃支援事業	年 度	H30	H31	計
	事業費計（千円）		2,150	4,650
区 分	報 償 費（千円）	2,150	4,650	6,800

(7) 申請時点での寄附の見込み

(単位：千円)

	H30	H31	計
製造業	500	500	1,000
製造業	500	500	1,000
合 計	1,000	1,000	2,000

(8) 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

（評価の手法）

宮崎広域連携推進協議会（産学官金労言）において、事業の達成度合いをP D C Aサイクルに基づき検証・評価する。

（評価の時期・内容）

毎年度7月頃に宮崎広域連携推進協議会において、効果検証を行い、次年度以降の事業計画に反映させる。また町議会にも報告する。

（公表の方法）

目標達成状況については検証後速やかに国富町ホームページで公表する。

(9) 事業期間

平成30年7月から平成32年3月まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 国富町働く若者応援奨学金返還支援補助金

(事業概要)

若者の企業等への就職を促進し、本町からの人口流出を抑止することにより、地域や産業の担い手を確保し、経済活性化による真の地方創生の実現を図る必要があることから、宮崎県と産業界が協力して実施する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」と連携し、県内企業に就職した若者のうち国富町へ定住する者が在学時に貸与を受けた奨学金の返還を支援する。

(実施主体)：宮崎県東諸県郡国富町

(事業期間)：平成30年度～平成34年度

(2) 国富町働く若者定住促進事業（町単独分）

(事業概要)

国富町に居住するため、住宅を新築、購入又は増改築する満18歳以上50歳未満の者に対し、基礎額に中学生以下の子どもの数や町内建築事業者を利用し住宅の新築又は購入した場合等の加算要件を満たすことで、3年間で最大100万円の定住奨励金を交付する。

(実施主体)：宮崎県東諸県郡国富町

(事業期間)：平成32年度～平成34年度

(3) 働く若者移住定住促進家賃支援事業（町単独分）

（事業概要）

国富町に居住するため、自己の居住のため民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し定住する満18歳以上35歳未満の者に対し、年間5万円（3年間で最大15万円）の定住奨励金を交付する。

（実施主体）：宮崎県東諸県郡国富町

（事業期間）：平成32年度～平成34年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成35年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

宮崎広域連携推進協議会（産学官金労言）において、事業の達成度合いをPDCAサイクルに基づき検証・評価する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

毎年度7月頃に宮崎広域連携推進協議会において、効果検証を行い、次年度以降の事業計画に反映させる。また町議会にも報告する。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

目標達成状況については検証後速やかに国富町ホームページで公表する。